別表十の十一㈠の記載要領等第十一号中「規定する特定事業軽減対象連結欠損金額」を「規定する特定事業等軽減対象連結欠損金額」に、「特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合」を「特定事業等軽減対象連結欠損金額がある等の場合」に改め、同第十一号中「「特定事業に係る連結所得の金額　⑬」及び「特定事業に係る連結所得の金額　⑮」」を「「特定事業等に係る連結所得の金額　⑬」及び「特定事業等に係る連結所得の金額　⑮」」に改め、同第四号中「「特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合の計算」」を「「特定事業等軽減対象連結欠損金額がある等の場合の計算」」に、「特定事業軽減対象連結欠損金額がある等の場合に」を「特定事業等軽減対象連結欠損金額がある等の場合に」に改め、同第五号中「「特定事業軽減対象連結欠損金額の合計額　⑳」」を「「特定事業等軽減対象連結欠損金額の合計額　⑳」」に改める。

別表十の十一㈢付表の表中

「

当期特別勘定繰入額のうち損金算入額基準額（(4)と(10)のうち少ない金額）		
翌期繰越額の計算	当期特別勘定繰入額のうち損金算入額又は期首特別勘定の金額	
	当期益金算入額	特定株式につき経済産業大臣による証明書が交付されない場合の益金算入額
		同上以外の場合の益金算入額
	取得日から５年を経過した特定株式に係る特別勘定の金額	
	期末特別勘定の金額 (12)－(13)－(14)－(15)	

」を

「

当期特別勘定繰入額のうち損金算入額基準額（(4)と(10)のうち少ない金額）		
翌期繰越額の計算	当期特別勘定繰入額のうち損金算入額又は期首特別勘定の金額	
	当期益金算入額	特定株式につき経済産業大臣による証明書が交付されない場合の益金算入額
		同上以外の場合の益金算入額
	期末特別勘定の金額 (12)－(13)－(14)	
取得日から３年又は５年を経過した特定株式に係る特別勘定の金額		

」

に改め、同表の記載要領等に次の一号を加える。

４　「取得日から３年又は５年を経過した特定株式に係る特別勘定の金額　⑯」の欄は、「特定株式の取得年月日　⑶」の欄に記載された日が令和４年３月31日以前である場合にはその記載された日から５年を経過したときに、その他の場合にはその記載された日から３年を経過したときに記載すること。

別表十一㈠の㈡の表中

「

公益法人等・協同組合等の繰入限度額 (6)×102、104又は106／100

」を

「

公益法人等・協同組合等の繰入限度額 (6)×104又は102／100

」に改め、同表の記載要領等第十一号㈡中「又は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和３年政令第119号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（(2)において「令和３年旧措置法施行令」という。）第33条の７第４項各号（中小企業者等の貸倒引当金の特例）」を削り、同号(2)中「令和３年旧措置法施行令第39条の86第３項各号（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）又は」を削り、同第十一号中「「「公益法人等・協同組合等の繰入限度額　(6)×102、104又は106／100　(7)　」」を「「「公益法人等・協同組合等の繰入限度額　(6)×104又は102／100　(7)　」」に改め、同号後段を次のように改める。

この場合において、令和４年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「104又は」を消し、その他の事業年度又は連結事業年度にあつては「又は102」を消すこと。

別表十一㈠の㈡の記載要領等第十一号中「は、令和３年４月１日前に開始した事業年度又は連結事業年度にあつては「×10／10」を消し、同日以後に開始する事業年度又は連結事業年度にあつては「×10／10」」を削り、「には」を「には、」に改める。